

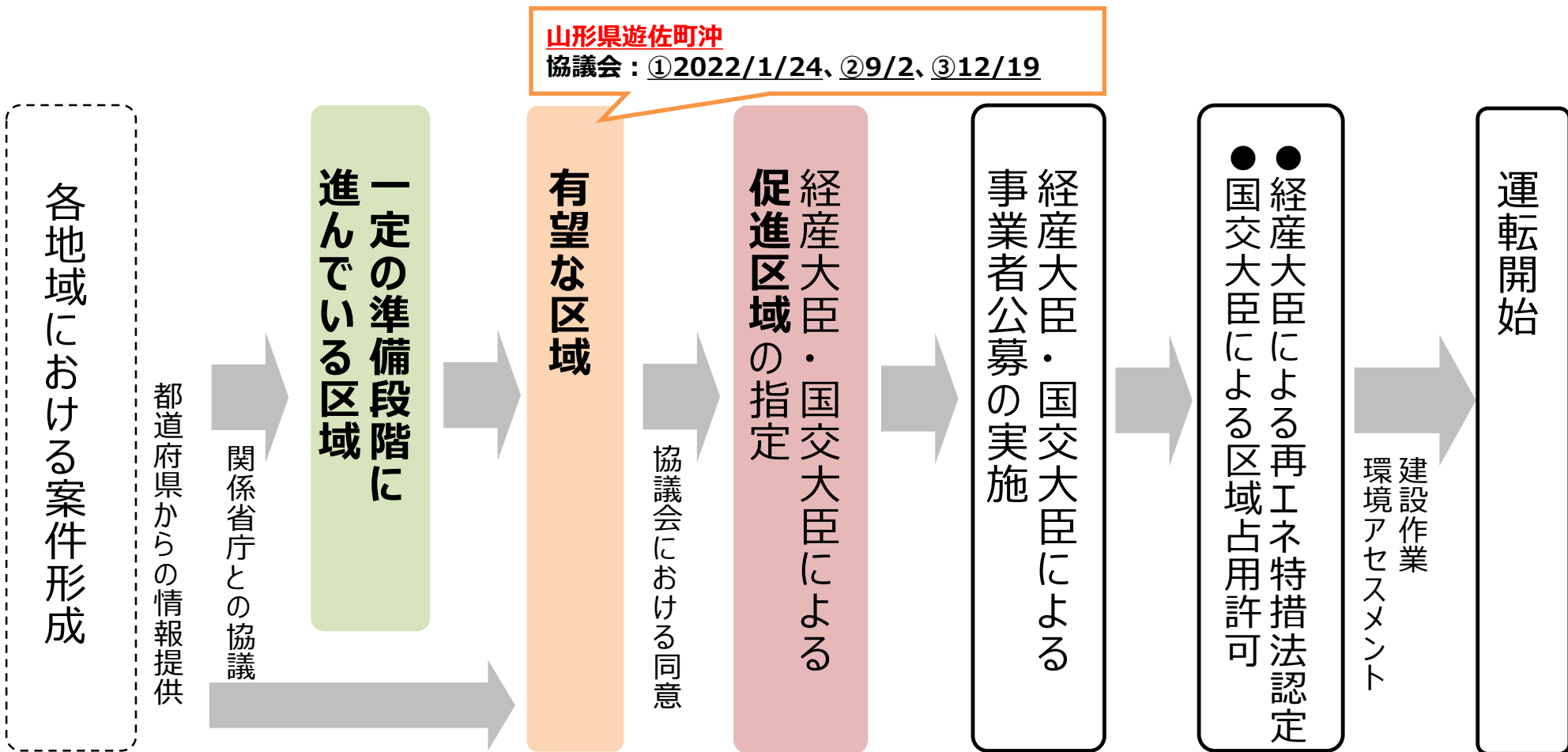
遊佐町沖の洋上風力発電に関する 議論の状況について

令和5年3月11日

資源エネルギー庁・山形県・遊佐町

1. 再エネ海域利用法における手続きとの関係

再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ



有望な区域の要件（促進区域指定ガイドライン）

- 促進区域の候補地があること
- 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- 区域指定の基準（系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

協議会の設置（再エネ海域利用法第9条＋ガイドライン）

- 有望な区域では、促進区域の指定に向けた協議を行うための協議会を設置
- 国、都道府県、市町村、関係漁業者団体等の利害関係者、学識経験者等で構成
- 協議会は可能な限り公開で議論

法定協議会とりまとめにおける「将来像」の位置づけ

- 「有望な区域」では、再エネ海域利用法に基づく協議会を開催。
国、都道府県に加え、地元自治体、漁業関係者、有識者が、選定事業者に求める事項を議論。
- さらに、洋上風力発電を活用した、地域・漁業の将来像について議論。
選定事業者は、地元と一緒に、その実現に向けて取り組むことが求められる。

法定協議会とりまとめ

(⇒ 公募占用指針の一部に)

選定事業者に求める事項

1. 漁業影響調査
2. **地域・漁業との共存共栄策の実施**
3. 発電設備の設置・運営に係る留意点
4. 環境配慮

地域の将来像

(例)

- ①新潟県村上市・胎内市沖
…水産資源管理や漁獲量把握等の情報共有、
地場産水産物の販売力強化、鮭等の孵化
増殖事業等
- ②長崎県西海市江島沖
…漁業等の持続的発展のための環境整備
(海産資源の保護・育成、漁業従事者の
環境整備、水揚高増の取組等)

地域・漁業の将来像の実現に向けて、
一丸となって取り組むことで、共存共栄を具現化

促進区域の指定基準の概要

- 再エネ海域利用法第8条第1項では、促進区域の指定基準として、以下のとおり、第1号から第6号までの基準が定められている。
- 促進区域の指定に当たっては、第1号から第6号までの基準を総合的に判断し、洋上風力発電に適した区域を選定していくこととなる。

○促進区域の指定基準（再エネ海域利用法 第8条第1項）

第1号 自然的条件と出力の量

- ✓ 気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量が相当程度に達すると見込まれること。

第2号 航路等への影響

- ✓ 当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、海洋再生可能エネルギー発電設備を適切に配置することが可能であること。

第3号 港湾との一体的な利用

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であること。

第4号 系統の確保

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること。

第5号 漁業への支障 ⇒ 協議会での合意（意見とりまとめ）をもって確認

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。

第6号 ほかの法律における海域及び水域との重複

- ✓ 漁港漁場整備法により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域、港湾法に規定する港湾区域、海岸法により指定された海岸保全区域等と重複しないこと。

事業者公募プロセスの全体像

<促進区域の指定>

<「一般海域における占用公募制度の運用指針」に基づき公募占用指針を作成>

評価基準

供給価格上限額

その他の事項
(参加資格等)

都道府県知事と学識経験者
への意見聴取

調達価格等算定委員会への意見聴取

公募占用指針の決定

法定協議会の**意見とりまとめ**は、**公募占用指針の一部**として組み込まれる

<公募の実施>

公募開始
(公募占用指針の公示)

事業者から公募占用計画の提出

第1段階 公募占用計画の審査 (事務局で審査)

第2段階 公募占用計画の評価

地域との調整、地域経済等への波及効果についての都道府県知事からの意見の参考聴取

第三者委員会における評価

<事業者選定>

公募に参加する**事業者**は、**意見とりまとめの内容を踏まえて公募占用計画を作成**

2. 山形県遊佐町沖における「協議会意見とりまとめ」 の検討状況

協議会意見とりまとめ（案） 【検討中の構成イメージ】

- 1 はじめに
- 2 協議会意見
- 3 留意事項
 - (1) 全体理念
 - (2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について**
 - ① 遊佐地域の将来像（協調策・振興策）**
 - ② 漁業影響調査の考え方
 - (3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点**
 - (4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点**
 - (5) 発電事業の実施に当たっての留意点**
 - (6) 環境配慮事項について**
 - (7) その他**

<遊佐地域の将来像>

第3回協議会での提示内容
(協調策・振興策のたたき台)

地域の振興策の方向性について

1. 洋上風力発電に関する地元企業への積極的な情報提供を通じた、地域における新産業の育成や関連する雇用確保の取組
2. 本事業で発電される電気を県内企業や地域住民が活用するための検討、災害時における地元への電力供給の検討等、地産地消に資する取組
3. 地元自治体や教育機関、試験研究機関等との連携による研究開発に向けた取組のほか、地元教育機関への講師派遣等による環境教育、人材育成の取組
4. 洋上風力発電事業を活用した観光ツアー造成への協力や教育旅行誘致への協力等、洋上風力発電事業を契機とした観光振興の取組
5. 洋上風力発電事業における地元港湾の積極的な活用を通じた、港湾地域の活性化への取組
6. 地域住民の安全・安心な暮らしと、自然環境への配慮の取組

※上記のほか、「山形県総合発展計画」や「遊佐町総合発展計画」などの各種計画も踏まえ、地域振興の取組を図っていくこととする。



海面漁業の協調策・振興策の方向性について

持続可能な漁業生産基盤と水産業の成長産業化の実現
(経営体当たりの海面漁業生産額 令和3年実績:年間617万円 → 年間1,000万円)

1. 風車設置に伴う直接的な影響（操業環境の変化）に対応した漁業方法等の導入に向けた取組【漁業協調策】
2. 遊佐沖漁場の漁業利用活性化に向けた取組
3. 風車構造物を活用した漁業振興の取組
4. 洋上風力発電事業における地元漁港の積極的な活用を通じた漁港地域の活性化への取組【地域振興策の再掲】
5. 安全・安心な漁業と海洋環境への配慮の取組【地域振興策の一部再掲】
6. 地元自治体や教育機関、試験研究機関等との連携による研究開発に向けた取組【地域振興策の一部再掲】

<遊佐地域の将来像>

第3回協議会での提示内容
(協調策・振興策のたたき台)

内水面漁業の協調策・振興策の方向性について

先祖から受け継いだ故郷の川を大切にし、次世代にも川の恵を引き継ぐことができる
持続可能な内水面漁業・生産活動の実現

1. 遊佐町の強み（サケ資源や良好な内水面環境）を生かした「つくり育てる漁業」を続けていくための取組【漁業協調策】
2. 発電事業者の参画を通じた地元漁業・生産活動への理解醸成の取組
3. 魅力ある川づくりを通じた遊漁・観光振興等の地域活性化に向けた取組【地域振興策の一部再掲】
4. 内水面漁業の地域産業化とその担い手の育成、移住・定住者の増加に向けた取組
5. 「山形県さけ振興指針」（平成30年3月）の内容をより一層推進するための取組

※上記のほか、「洋上風力発電に係る漁業協調策・漁業振興策等に関する対応方向の概要」（令和3年2月（改訂））及び「山形県水産振興計画」（令和3年3月）も踏まえ、水産振興の取組を図っていくこととする。



その他の留意事項として検討中の内容

○ 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域において操業される漁業への影響を十分考慮し、関係漁業者への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ✓ 地域における漁業の状況等に鑑み、海岸から一定の範囲では風車を設置しないこと。 等

○ 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、事前調査、建設及び安全対策に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等へ丁寧な説明・協議を行い、地域住民に対して、工事内容やスケジュールについて事前に周知すること。
- ✓ 大きな騒音を伴う工事については、地域住民の生活に十分配慮した施工計画とすること。 等

○ 発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ✓ 選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者等への丁寧な説明・協議を行うこと。 等

その他の留意事項として検討中の内容

○ 環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。
- ✓ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、騒音、鳥類、海生生物、景観その他地域住民の声を踏まえ必要と認められる項目を適宜設定するとともに、適切に調査・予測・評価を行い、想定され得る環境影響リスクの最小化に努めること。
- ✓ 選定事業者は、超低周波音その他の発電事業の実施に伴う影響として地域住民から不安の声が示される場合には、その払拭に向け必要な措置を検討するとともに、地域住民に対して丁寧な説明・周知を行うこと。 等

○ その他

- ✓ 選定事業者は、本協議会の構成員のみならず、広く地域社会と関係性を構築していくことに鑑み、促進区域の周辺における地域の関係者からの問合せ等に対しても丁寧な対応を行うこと。